

奈良県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第九号

奈良県条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十五条第四項中「第五十六条の十三第二項及び第六十三条第二項」を「第五十六条の十三第二項前段及び第六十三条第二項前段」に改め、「及び運転免許証」の下に「（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。以下同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号イ中「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された」を削り、「運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

第二十六条中「同条第二項」を「同条第二項前段」に改め、同条の表第六号中「第五十六条の十三第二項」を「第五十六条の十三第二項前段」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項前段」に改める。

第五十九号様式の二中「第56条の13第2項」を「第56条の13第2項前段」に、「第63条第2項」を「第63条第2項前段」に、

「
免 許 証
を

「
運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
に、

市 町
田 村

を

市 町 村
の 米 田

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県税条例施行規則第五十九号様式の二による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。